

第 30 号議案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 特定任期付職員の期末手当の支給率の引上げを行うため、条例
の一部を改正するものである。

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24
年12月国立市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の
160」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国立市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、
令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月期の期末手当に関する特例措置)

2 令和4年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、新条例第5条の規定の適用については、同条中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和4年12月に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。